

入 札 説 明 書

令和8年札幌市告示第3519号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和8年9月9日

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所視聴覚障がい者情報センター

電話 011-631-6747 FAX011-631-6751

メールアドレス shichokaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 借入件名

点字図書館図書製作ボランティア用パソコン賃貸借

(2) 借入件名の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限及び借入期間

納入期限 令和9年1月29日

借入期間 令和9年2月1日から令和14年1月31日まで(60ヶ月)

本調達、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入場所

仕様書により別途指定する場所とする。

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 本件に示した物品の調達が十分に可能であること。

(7) 仕様書に示す適合品以外の同等品で入札する場合は、物品請求課において確認した同等品確認書又は規格確認書を提出すること。

(8) 必要に応じて、製造者が発行する出荷引受書又は品質保証書を提出できること。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出方法

上記2の場所に持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 直接持参する場合

入札書は、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和8年10月2日10時00分開札【点字図書館図書製作ボランティア用パソコン賃貸借】の入札書在中」の旨記載し、上記2宛てに入札書の受領期限までに提出すること。

また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

イ 送付する場合

二重封筒とし、入札書を入れる封筒は上記5(1)アのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載し、上記2宛てに入札書の受領期限までに提出すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札書の提出期限

令和8年10月2日(金)9時00分(送付の場合は必着のこと)

(3) 開札の日時及び場所

令和8年10月2日(金)10時00分

視聴覚障がい者情報センター ボランティア活動室(札幌市中央区大通西19丁目)

(4) 仕様書等に関する質問及び回答

ア 提出方法

電子メールの件名を「【問い合わせ】点字図書館図書製作ボランティア用パソコン賃貸借」とし、本文に質問内容、法人名、担当者名、連絡先(電子メールアドレス、電話番号)を記載して送付すること。

イ 送付先及び提出期限

メールアドレス shichokaku@city.sapporo.jp 宛てに送付。上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和8年9月24日(木)17時までに送付すること。

ウ 回答書の閲覧

回答は、電子メールにより随時行うとともに、令和8年9月29日(火)17時までに、保健福祉局ホームページに掲載する(法人名等は記載しない)。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がな

かった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類(別記1「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、別紙1「申出書」を提出することとする。

(8) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙2「契約書(案)」のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。